

自宅からの

# インターネット通販で外出抑制

外出を控えて  
新型コロナウイルスの  
感染症拡大防止

ポチッと  
する前に

## トラブルに巻き込まれないように もう一度確認してください！

### 悪質サイト、悪質事業者があなたを狙っています

#### ① 偽ショッピングサイトではないですか？

販売実態がないにもかかわらず、巧みに払込みだけをさせる悪質なサイトが出回っています。

#### ② フィッシングサイトにご注意

ショッピングサイトを装って不正に個人情報を読み取る悪質サイトも出回っています。

#### ③ 大手モールサイトでも偽ブランド品にご注意を

あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰ですか？  
身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます！

### 一般的に気を付けなければならないこともあります

#### ④ よく確認してください！定期購入トラブルにご注意

「お試し価格・1回限り」と思って購入しようとしても、  
本当は高額での複数回の購入契約かもしれません。

#### ⑤ 返品ルールをよく確認しましょう

返品については事業者が表示したルールをよく確認しましょう。  
「返品不可」と記載されていれば返品することは困難です。

おかしいと思ったら。  
心配なことがある場合は。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

一人で悩まず、

**消費者ホットライン 188**

(局番なしの3桁番号)

にご相談ください。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』



## 具体的な事例

### ● 偽ショッピングサイトの注意喚起

- 「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者に関する注意喚起について（2020年4月30日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019710/index.html>

### ● 大手モールサイトで偽ブランド品を販売していた通信販売業者への行政処分等

- 特定商取引法違反の通信販売業者13事業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示について（2020年4月7日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019559/>
- デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイトにおける偽ブランド品の販売に関する注意喚起（2020年4月7日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019557/index.html>

### ● 定期購入の条件を分かりにくく表示した通信販売業者への行政処分

- 通信販売業者【株式会社TOLUTO】に対する行政処分について（2019年12月26日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018419/>
- 通信販売業者【株式会社アクア】に対する行政処分について（2019年12月26日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018420/>
- 通信販売業者【株式会社GRACE】に対する行政処分について（2020年1月22日）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018692/>

おかしいと思ったら。  
心配なことがある場合は。



一人で悩まず、

**消費者ホットライン 188**

（局番なしの3桁番号）

にご相談ください。



# 偽ショッピングサイトにご注意！

- **次のようなショッピングサイトには注意が必要です。**
  - ① 「.xyz」など見慣れないトップレベルドメインが使用されている
  - ② 全ての商品が他のサイトと比較して大幅に割引されている
  - ③ 前払代金の振込先口座の名義がサイト上の事業者名や責任者名と異なっている
- 少しでも不安に感じた場合には、契約前に、サイト内に表示された住所などをインターネット上で検索し、不審な点がないかを調べるなどして、その事業者の存在をよく確認しましょう。

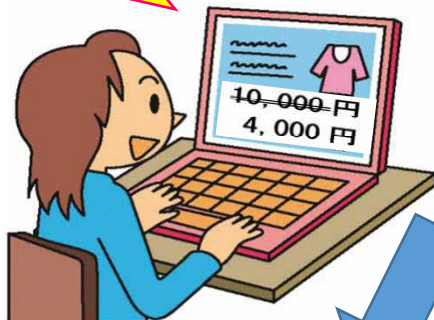
株式会社●●ショップ



注意

①「.xyz」など見慣れない  
トップレベルドメイン  
②他サイトより大幅に割引

③前払代金の振込先口座  
の名義がサイトの事業者  
名や責任者名と異なる



・注文  
・代金支払



商品が届かない！

全く異なる商品が  
届く？

運営者に電話をしてもつながらない・  
問合せメールを送っても回答は来ない

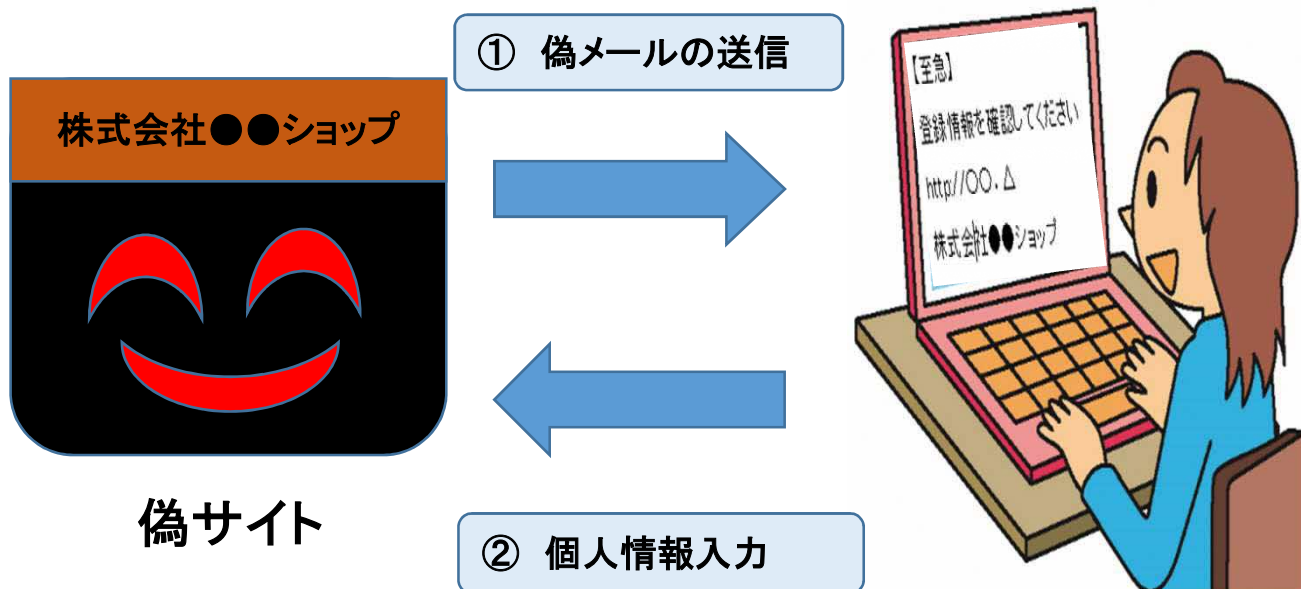
少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン (188) や 警察相談専用電話 (#9110) にお電話を！

# 通信販売サイトを装い個人情報を盗むフィッシングサイトにご注意！

企業を装ってメールを送り、メールの受信者に、実在する企業の偽ウェブサイトへアクセスさせて、クレジットカード番号等を入力させるなどして、不正に個人情報等を入手します。

被害防止策は次のとおり。

- ☑ メールソフトやwebブラウザのフィッシングサイト判別機能を活用する。
- ☑ ウイルス対策ソフト等を導入し、常に最新の定義ファイルにしておく。
- ☑ メールは、テキスト形式で受信する。
- ☑ 企業のサイトへ直接アクセスし、そちらに記載されている連絡先に確認する。
- ☑ 送信元IPアドレスを調べて確認する。
- ☑ URLが「[http](http://)s://」から始まっていることを確認し、電子証明書の内容を確認する。



少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188) や 警察相談専用電話 (#9110) にお電話を！

# 大手ショッピングモールサイトでの 偽ブランド品販売に注意！

## 信用できる出品者・出店者かどうかよく確認しましょう！

### ポイント1

あなたが実際に取引しているのは、ショッピングモールサイトを提供するデジタルプラットフォーム事業者とは別の出品者・出店者であることも多いです！



### ポイント2

サイトの仕組みを悪用して、身元を隠し、偽ブランド品の販売をしている出品者・出店者がいます！

例えば…

○サイト上で表示されている住所及び電話番号が、虚偽のものであることがあります。

○さらに、デジタルプラットフォーム事業者に対しても、身元を隠していることがあります。



※このような手口は、多くの悪質業者の間で共有されている可能性が高いです。



### ポイント3

## 信用できる出品者・出店者かどうかを、自分でもよく確認することが重要です！

例えば、次のような方法で、よく確認しましょう！



サイト上に出品者・出店者の名称、住所、連絡先がきちんと表示されているか確かめる。



インターネット等で検索して、表示の住所や電話番号が実在するか確かめる。



表示の電話番号に実際に電話をかけて、出品者・出店者につながるか確かめる。

**重要!**

特定商取引法では、住所や電話番号等の情報を表示することを義務付けていますので、その表示を確認しましょう。

この表示は、「特定商取引法に基づく表記」と記載されていることが多いです。

この表示は、以下の場所でされていることがあります。

- 商品の広告ページで、**出品者や出店者の名称をクリック**すると表示される場合
- サイトのページの下に**リンク**が貼られている場合



# 定期購入や返品ルールに注意

## 通販申込前の確認ポイント



**1回限りの購入？継続的な購入？**



**継続的な購入の場合、回数は？  
解約しないとずっと続く？**



**解約方法\*・条件や  
返品方法・条件は？**

※クーリング・オフはありません。解約できる期間・期限を確認しましょう。



**継続的な購入の場合、  
総額や一定期間での支払額は？**



**支払時期や引渡時期は？\***

※継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。

# 定期購入にご注意

知らないうちに継続的な購入になっています！

画面例

初回  
**完全無料**でお試しできます!!  
今だけ! お急ぎください!

今だけ! 特別価格  
お得な超〇〇コース  
通常価格 6,000円 **0円**

完全無料で  
今すぐ手に入れる

<注文入力画面>  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
.....

確認画面へ

利用規約に同意する  
・特定商取引法に基づく表記  
・返品・解約について

★「お試し」  
★「初回無料」  
★「モニター募集」  
★「初回特別価格」  
などとうたっている  
広告に注意!

注文〔継続購入〕確認画面

ご注文内容			
〇〇 0円 1個	0円		
	小計	0円	
	送料	0円	計 0円

ご注文者様情報  
氏名 消費者太郎  
住所 東京都千代田区  
.....

契約の内容  
.....  
.....

購入完了

- 購入する前に、「自動継続」、「〇回以上の継続が必要」などと記載されていないか、契約内容を最後まで確認しましょう
- 「規約」、「返品・解約」といったページも必ず読みましょう  
途中で解約する方法など重要事項が記載されています
- 何度もスクロールが必要  
でも・・・『今すぐ手に入れる』のボタンを押すと氏名などの入力画面に
- 飛ばされた画面や、小さい文字で記載された場所に、**契約の重要事項**が記載されていることもあります

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』

